第８回定例校長会レジュメ

１　日　時　令和７年１２月１９日（金）午前９時３０分から

２　場　所　島本町役場　４階　議会第３・４会議室

３　次　第

⑴　開会

⑵　教育長あいさつ

⑶　案件

① 教総 １２月補正予算について

② 教推 小中一貫教育推進協議会におけるみづまろキッズプラン進捗状況について

③ 教推 公開授業・保育のアンケート等の結果について

④ 教推 教職員の綱紀の保持について

⑤ 教推 令和７年度冬季休業期間中における児童生徒の指導について

⑥ 教推 令和７年度卒業式、令和８年度入学式の日程について

⑦ 教推 教育課程編成状況調査まとめについて

⑧ その他

⑷　閉会

次回の日程　　１月１４日（水）午前９時３０分から
島本町役場　４階　議会第３・４会議室

令和７年度小中一貫教育推進協議会
第４回みづまろキッズプランに係る取組会議　要点録

令和７年１０月３０日

日時・場所

１０月３０日（木）　１６：００～１７：００　　第二小学校 ランチルーム

参加者

一小：５人　二小：８人　三小：７人　四小：７人　一中：４人
二中：５人　教委：１人　　計３７人

１　第４回みづまろキッズプランに係る取組会議の目的について

佐々木会長より
みづまろキッズプランは今の教育活動に何かを足すのではなく、現在も取り組んでいる事の捉えなおしと考えるべきであり、自立と尊重を大切にしながらどんな子供を育てたいかを考えた場合、３つの力をつけていくことが必要になっていく。
今年度はフェーズ２として総合学習を中心として取組を行っているが、次年度よりフェーズ３に移行し、全ての教育活動のなかで取組を行っていく。授業や学校行事などの様々な教育活動が単発で終わるのでなくつながっていく必要がある。
この会議では、捉えなおしをする中で、どうしたら３つの力がつくのか、正解が無いものを対話を通して考えることが重要である。

２　各校みづまろ夏季校内研での取り組み交流

①町立小中学校教員の各学年に分かれての交流

②町立小中学校教員の縦割りグループに分かれての交流

各校での取組内容や成果と課題を情報共有し、互いに意見や質問を交わすなど、取組をさらに深める対話が繰り広げられた。

３　今後の取組についての予定

令和８年１月２９日（火）　１６時～１７時
「みづまろキッズカリキュラムと総合を繋ぐ」
各校で作成した３つの力をつけるための単元計画（総合学習）の共有（２回目）

令和7年度　各学校園の公開状況について

学校名	第一小学校	第二小学校
実施日	11月1日(土)	11月8日(土)
参観時間	8:30～11:30	9:35～11:30
参観者数	582人	889人
(内地域住民)	10人	15人
(内他校教員)	1人	0人
受付・警備体制	受付:校務員・事務職員(正門付近) 警備:安全管理員(正門)	受付:校務員 警備:安全管理員
寄せられた意見等	・道徳や算数で真面目に授業を受けている姿、親子参観のドッジボールを楽しむ姿、春の授業参観よりも集中して取り組みできていて、子どもの成長もクラスのチームワークも強くなっていると感じました。かけ算が苦手で宿題も苦戦していますが、頑張ってもらいたいです。 ・子どもの家とは違う一面を見ることができ、学校での様子がわかりとてもよかったです。先生の授業中にも分かりやすく、子どもたちが質問しやすい環境だと感じました。 ・外国語の授業をみさせてもらいましたが、広島で来日観光客に話しかけるのはとてもおもしろそうだなと思いました。子どもたちによい経験になってくれたらいいなと思います。 ・OBです。卒業から35年、変わらぬ、そして進化した平和学習に感激しました。今後も続けて下さい。 ・専門教科(担任の先生ではない先生の授業)が見られて良かったです。実験しているところやノートの内容をモニターに映して下さったので後の席でも分かりやすくていいと思いました。社会はタブレットを使ってそれぞれが考えた内容を一斉にモニターに映し出して下さったので参観していて分かりやすかったです。どの教科も授業内容が分かりやすいよう、上手くモニターを使って下さっていると感じました。いつも、ありがとうございます。	・親の存在に照れながらも授業に参加している様子が見れてよかったです。 ・保護者の中に、授業中スマホで撮影していた人がいたので、放送で注意喚起してほしい。廊下での保護者同士の私語の為、教室の子どもの声が聞こえにくかったので、それも放送で注意してほしい。 ・引き渡し訓練は2年に1回でいいと思います。小さい未就園児や未就学児がいる保護者は、参観も含めた長時間の拘束が大変だと思います。 ・子供達が、元気に楽しく学んでいる姿が印象的でした。今回のように、参観等の保護者中心ではなく、子供達中心で、学びや成長に繋がる機会として実施頂ければと思います。授業中、我が子含めなかなか集中出来ない子供達も多く大変かと思いますが、しっかり話を聞く事は基本的な姿勢になりますので、引き続き指導の程よろしくお願いします。保護者としても躾が改めて必要と感じました。 ・とても充実していたと思います。先生がいつも以上にしっかり準備して授業されているのが、よくわかりました。また、普段からの周到な授業の様子も十分に伺えました。習字の授業を一時間拝見しただけですが、子どもたちのさまざまな習字を、上手下手ではなく、丁寧に書くことを強調しておられました。私は思わず、自分の襟を正しました。これは、人生全般に当てはまる、とても重要なメッセージではないでしょうか。ありがとうございました。立派な先生にみていただけで、子どもたちは幸せです。ありがとうございました！

学校名	第三小学校	第四小学校
実施日	11月22日(土)	11月8日(土)
参観時間	8:45～11:30	9:40～11:20
参観者数	396人	889人
(内地域住民)	29人	20人
(内他校教員)	0人	0人
受付・警備体制	受付:職員複数体制で実施 警備:安全管理員(正門に常駐)	受付:職員複数体制で実施 警備:安全管理員(正門に常駐)
寄せられた意見等	・音楽の授業では、先生との繋がり、一体感をとても感じて、見ている方も楽しくなりました。算数は、子供達の意見を充分に聞いてから、丁寧にわかりやすく説明されていて、理解しやすいと思いました。 ・子供達が頑張って授業を受けていること、先生方の子供達への配慮等が観られて、参観に参加してよかったです ・学校での生活がみれて良かったです。 ・発言の機会を多く作るなど、児童が授業に積極的に参加出来るような工夫をしてくださっていると思いました。 ・1年2組の参観をしました。先生の呼びかけや問いに対して生徒が生き生きと反応も良く、どの授業も見ていて楽しかったです。かたちあそびも自然に立体に親しめるゲームなど、どの子も授業に参加できるように工夫されていると感じました。きっと先生がたくさん準備をしてくださったのだろうと思うとありがたい気持ちでいっぱいです。また、子どもたちの反応に対して先生が「その声かけ優しいなあ」「その反応すごくいいね」など、子どものいいところをよく拾ってくださっているのが素晴らしいと思いました。 ・お忙しい中、いろいろとご準備、ご配慮いただき、ありがとうございました。1時間目は緊張していた様子でしたが、2時間目、休み時間、3時間目と、緊張が和らいでいき、普段の子どもの様子が見られて、大変良かったです。先生が、授業内容を工夫されて、読み書き計算以外の能力も身につくよう導いてくださっていて、大変有り難いです。 ・1時間目から3時間目まで出入り自由でフリーな参観は初めてでしたが、授業3コマ分は長過ぎると思います。授業中の子供にまだ自分の親は来ないのか？もう帰ってしまうのか？と思わせてしまうことで学習に集中できないと考え、フルで参加いたしましたが正直疲れました。3時間目ともなると親同士の私語も目立ち始め、参観する側の雰囲気も良くなかったと思います。	・皆、個性があってパワーポイントも工夫され発表が上手でした。 ・普段垣間見られない子どもたちの学校での様子に接することができて大変有意義なひと時でした。ありがとうございました。 ・先生が、生徒の言いたいことが分かるまで、しっかり話を聞いてくださってるのを見て、好感がもてました。 ・子どもたちの頑張っている姿を見れて良かったです。普段仕事で夫婦揃って見に行けないので、土曜開催はありがたいです。 ・授業中のその場その場での先生の適切で、わかりやすい一言を子供が受け止め、授業を進めているのがわかり、さすがだなぁ、と思いました。ありがとうございました！ ・3年生のお豆腐作りを参観させていただきました。見るだけではなく、参加させていただくことで、子ども同士やクラスの様子がよく分かりました。また、とても楽しい時間で、子どもとのよい思い出になりました。ありがとうございました。 ・モニターを使っての授業をされてて、こちらも見やすかったです。5年生の道徳はおとなでも考えさせられる内容で、入り込めました。 ・道徳の授業もまた大人としても耳の痛いお話でした。情報の出処は確認するように、デマに振り回されないように、信頼できる科学的根拠やデータを見ることも大切だと思いました。そのためにも学校の勉強って大事だなとつくづく思いました。 5分ずつでもいいのでずらして、準備や行動が早くできる高学年から2学年ずつ下校させる等、対策していただけますと有り難いと思いました。 ・スマホ教室は親が知らない最近のアプリ事情を知れたり、子供たちが興味深く聞いている様子をみることができて良かったです。

学校名	第一中学校	第二中学校
実施日	11月7日(金)	11月7日(金)
参観時間	8:50～17:00	8:50～17:00
参観者数	281人	213人
(内地域住民)	9人	12人
(内他校教員)	0人	0人
受付・警備体制	受付及び警備:教職員・校務員・PTA役員	受付及び警備:教職員・校務員
寄せられた意見等	・体育を参観しましたが、子どもたちが生き生きと活動しておりとても楽しかったです。 ・廊下の窓を取り払ってくれており、廊下からでも大変見やすかったです。授業内容も面白かったです。子どもたちも学ぶ意欲が出る進め方と思います。 ・都合の良い時間帯に見に行くことができたので、仕事の調整もしやすく、ありがたかったです。文化祭を見に行けなかったので、上映の方を見せていただきました。生徒さんたちが主体となって運営されていて、頼もしかったです。ありがとうございました。 ・小学校では参観の受付がなく、クラスの前に名簿が置いてあり、各自で丸を付けるだけが多いです。来賓の方だけ教職員の方が受付でチェックをして、名札忘れの方だけシールを渡してくれるのならば、受付は保護者が手伝わなくて良いのではと思います。 ・体育と社会の授業を観ました。楽しそうで、良いと思いました。 ・授業中、教室の前で先生と数人の保護者がずっと大声で話をしていて他のクラスの発表が全然聞こえなかった。『私語はお控えください』ってプリントに書いてませんでしたか？パワポを使ってしっかり準備をして緊張しながら発表に臨んでいる生徒たち、子供の晴れ姿を観に来ている保護者のみなさんに迷惑です。とても残念です。 ・英語の授業を参観しました。正直申し上げると、英語の学習時間よりも雑談の時間が多い印象でした。子どもからも、日頃の授業では雑談が多く、学習に充てる時間が少ないと聞いております。雑談を通して先生と生徒の距離を近づけたり、息抜きの時間を作られたりすることも大切だと思います。ただ、子どもたちが限られた授業時間の中で英語の力をしっかり身につけられるよう、もう少し先生がリードして学習の時間を確保していただけるとありがたいです。中学3年間、子どもたちにとって短く貴重な学びの時間ですので、大切に使っていただきたいです。今後の授業運営のご参考になれば幸いです。	・わかりやすく授業をしていたと思います。子供達も楽しそうでした。 ・受け身の授業にならないよう問いを生徒になげかけていたのが良いと思った。生徒が少しでも学びに興味をもつような発信を是非お願いしたい。 ・廊下から見えやすいように廊下と教室の間の窓を外しておいてくれると多くの親御さんが見やすくなると思います。チョーク使用される授業もスクリーン使用される授業もそれぞれ利点ありスムーズな授業を見ることができて良かったです。 ・先生が一方的に話す授業でなく、発表があったり、タブレットを使ったクイズ形式だったりと、生徒が主体でアクティブな授業なことが良かったと思いました。 ・理科の授業を見学しましたが、とても楽しい授業で、生徒たちも意欲的に取り組む姿が見られました。 ・下駄箱の横の階段で何階に上がってるのかわからないです。何階かわかるように数字表示が欲しいです。 ・家庭科の栄養学でしたが、分かりやすく良かったと思います。添加物やエナジードリンクなどの摂りすぎると危険なものも教えていただけるとありがたいです。 ・体育館の2階に上がる階段の掃除ができていない。見えない所も掃除するという習慣をつけて欲しいです。 ・授業はどれも班で話し合ったり協力したりするものが多く、コミュニケーションを大切にされていることを感じました。午後の道徳の授業は、子どもにとって生で落語を聞いた初めての事でしたし、落語についてのクイズ形式での説明もあり、わかりやすく一緒に楽しい時間を過ごしました。そして何より「笑い」を大切にされているお話がとても素敵でした。ありがとうございました。また、見学者向けに椅子を用意してくださりありがとうございました。 ・英語の授業を参観させていただきましたが、自分で考えて、それを口に出して発音するという、より実践に近い学びを受けているなと感じた。

学校名	第一幼稚園	
実施日	10月31日(金)	
参観時間	9:30～14:00	
参観者数	65人	
(内地域住民)	14人	
(内他校教員)	0人	
受付・警備体制	受付:園務員、バス運転手	
寄せられた意見等	・園児たちの様子がわかって、とても楽しかった。製作の様子など頑張っていてほほえましいです。 ・子ども達の笑顔を引き出す工夫がたくさん見れてとてもよかった。 ・楽しそうでした。お弁当の時間が見れなかったのが残念でした。 ・バルーンが見れてよかったです。みんなの目がキラキラしていて、先生の話をしっかり聞いていたので、成長したなと思います。 ・運動会の様子をホールでもやっている姿をみたりできてよかったです。 ・楽しそうに過ごしている様子が見れてよかったです。お弁当の時間を見たかったので、残念でした。教育委員会の話は年少の保護者に向けてでよかったのでは。お弁当の様子を見れなかったのが残念でした。 ・運動会よりもより自然な子ども達の様子を見ることができてよかったです。いろいろな遊びや歌を元気よく歌っている場面がたくさん見られてジーンとしました。パラバルーンでは、難しい技もやっていて、先生たちの一生懸命みんなをまとめて教えてくださる姿をみて、感謝だなと思いました。ダンスホールの曲が流れると自然に踊りだす子ども達がほほえましかったです。	

島教教第３０９４号
令和７年１２月　　日

島本町立小中学校長　様

島本町教育委員会
教育長　横山　寛

教職員の綱紀保持について（通知）

公立学校教職員は、公教育の場にあって直接児童・生徒を指導するという職責に鑑み、平素から自粛自戒し、厳正な服務規律を保たなければならない。

このことについては、これまでも機会あるごとに注意を喚起しているところであるが、令和７年度の懲戒処分者数は、すでに前年度同時期の２８名を上回る３１名となっている。

特に、教職員による性犯罪・性暴力については、その根絶に向けて取り組んできたところだが、今年度においても、児童生徒へのわいせつ行為や盗撮などの性犯罪・性暴力が依然として複数生起しており、それ以外にも、教職員の覚せい剤や大麻の使用等が立て続けに生起するなど、職全体の信用を失墜させる由々しき事態となっている。

また、これからの年末年始を控え、儀礼的行事や飲酒の機会が多くなる時期を迎えるにあたり、改めて教職員による不祥事の撲滅のために、服務規律を再確認し、「綱紀保持指針」に反する住民の疑惑や不信を招くような行為や飲酒運転の防止を徹底する必要があると考える。

校長におかれては、令和７年３月に大阪府が制定した「不祥事防止ガイドブック」を使用し、服務の適正化に向けた取り組みを実施するとともに、別添資料（02-2、02-3）も活用しつつ、所属教職員の指導・監督を徹底されたい。

教職員一人一人が法令の遵守を説き、児童・生徒の模範となるべき立場にあることを自覚し、普段から高い倫理観をもって職務を遂行しなければならないことは言うまでもない。その職の信用を失墜することのないよう、また、職務執行の公正さに対する住民の不信や疑惑を招くことのないよう、貴所属教職員に対して別添資料の内容を周知し、綱紀の保持について徹底するように指導されたい。

また、管理監督の地位にある者は、自ら厳しく律するのみならず、不祥事を未然に防止するための役割と責任を十分に認識し、貴所属教職員の指導監督に万全を期されたい。

＜担　当＞
教育推進課　杉谷・栗須
電　話　０７５（９６２）０３９１（直通）
e-mail　k-suishin@shimamotocho.jp

教職人第３４８７号
令和７年１１月２８日

各市町村教育委員会教育長　様

大阪府教育委員会教育長

教職員の綱紀の保持について（通知）

標記のことについて、別添のとおり各府立学校長・准校長あて通達しましたのでお知らせいたします。

貴管内の小・中学校等の教職員に対しても、この通達の趣旨を参考に、適切な指導を行い、趣旨を周知徹底させていただくようお願いします。

教職人第３４８７号
令和７年１１月２８日

各府立学校　校長・准校長　様

教　育　長

教職員の綱紀の保持について（通達）

公立学校の教職員は、公教育の場にあって直接児童・生徒を指導するという職責に鑑み、平素から自粛自戒し、厳正な服務規律を保たなければなりません。

このことについては、これまでも機会あるごとに周知するとともに、不祥事が生起した場合には、厳正に対処してきたところですが、依然として教職員による不祥事が後を絶たず、令和７年度の懲戒処分者数は、既に昨年同時期の２８名を上回る３１名に至っており、誠に遺憾です。

特に、教職員による性犯罪・性暴力については、その根絶に向けて取り組んできたところですが、今年度においても、児童生徒へのわいせつ行為や盗撮などの性犯罪・性暴力が依然として複数生起しております。またそれ以外にも、教職員の覚せい剤や大麻の使用等が立て続けに生起するなど、職全体の信用を失墜させる由々しき事態となっています。

校長・准校長におかれては、令和７年３月に本府が制定した「不祥事防止ガイドブック」を使用し、服務の適正化に向けた取り組みを実施いただくとともに、別添資料（02-2、02-3）も活用しつつ、所属教職員の指導・監督を徹底してください。

また、これから年末年始を控え、儀礼的行事や飲酒の機会が多くなる時期を迎えるにあたり、「綱紀保持指針」に反する府民の疑惑や不信を招くような行為や飲酒運転の防止を徹底してください。

なお、先般、飲酒した状態で自転車を運転及び同乗した教員２名に対し、いずれにも厳格な処分を行いました。昨年１１月の道路交通法改正を機に、「自転車の酒気帯び運転」等の不祥事事案については厳正に対処する旨、既に通知しておりますが、改めて、飲酒運転を絶対にしないという規範意識を持っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1　公務の特殊性と公務員について

公務員は憲法第15条の規定にあるように住民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務する立場にあり、当然のことながら、公務員には住民全体の奉仕者としての「ふさわしい」態度と行動が求められている。

特に、教育公務員については、公教育の場にあって、直接児童・生徒を指導する職責があり、公教育に対する府民・児童・生徒・保護者の信頼を損なうことのないよう平素から自粛自戒し、厳正な服務規律を保たなければならない。

2　教職員の倫理行動規範

(1)　教職員は、府民全体の奉仕者であり、府民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について府民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等、府民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、公共の利益の増進のために公正に職務の執行に当たらなければならない。

(2)　教職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らが属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

(3)　教職員は、法令により与えられた権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の府民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(4)　教職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進をめざし、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

(5)　教職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(6)　教職員は、職務の遂行にあたっては、法令等（法令、条例、規則その他職員が遵守すべき規範等をいう。以下同じ。）を遵守し、適正に執行しなければならない。

特に公金の管理について、公金が府民全体の貴重な財産であることを深く認識し、適正に行われなければならない。

(7)　管理監督者は率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、監督責任を十分に自覚し、部下教職員に対する指導監督を怠ってはならない。

(8)　教職員は、職務の遂行に当たって、不正・不祥事を知った時は、直ちに管理監督者に報告し、管理監督者は、隠蔽することなく顕在化させ、迅速かつ適切に対応しなければならない。

3　綱紀保持のための基本的方策

(1)　職場全体の服務規律確保

管理監督者をはじめ教職員は、自らの職務と責任を自覚し、非行や犯罪の誘惑が入り込む隙間がない職場環境を形成するように努めなければならない。

(2)　事務処理の点検

教職員は、法令等に基づき適正に事務処理がなされているかどうか、常に点検を行い、不適正な事務執行の未然防止に努めなければならない。金銭出納業務にあたっては、安易に前例踏襲することなく適正に行われているか常に点検しなければならない。

(3)　長期同一事務への従事及び特定の職員への権限集中の防止

長期にわたって同一事務に従事することや特定の職員に権限が集中することは、不適正な事務執行につながる恐れがあるので、管理監督者は、職員の事務分担の定期的変更や特定の職員への権限集中の防止に努めなければならない。

(4)　教職員の意識改革

管理監督者は、研修等を通じて、教職員に対し、機会のあるごとに綱紀保持に関する意識啓発を行うなど、府民全体の奉仕者であることを一人ひとりに自覚させるように努めなければならない。

（参考）□教育委員会綱紀保持指針
(https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/koki/index.html)
□服務指導指針
(http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/koki/hukumu.html)

1. 令和６年度の懲戒処分の状況

種別		免職	停職	減給	戒告	計
一般服務関係	体罰・傷害	0	2(1)	4(3)	1	7(4)
	児童・生徒へのわいせつ・セクハラ行為	4(2)	0	1	2(1)	7(3)
	教職員へのわいせつ・セクハラ行為	1(1)	1	1	0	3(1)
	教職員へのパワハラ行為	0	1(1)	0	0	1(1)
	不適切な指導・言動	0	2(1)	2	1	5(1)
	職務専念義務違反等	0	0	0	1(1)	1(1)
	個人情報の漏洩	0	0	1(1)	0	1(1)
	欠勤・特別休暇の不正取得	1	4	1	0	6
	生徒画像の不正使用	0	2	0	0	2
公金公物関係(横領、手当等不正受給)		1(1)	1	10(1)	0	12(2)
公務外非行関係	窃盗	4(1)	0	0	0	4(1)
	盗撮・性的暴行等	4(4)	0	0	0	4(4)
	器物損壊	0	0	0	1	1
交通事故・交通法規違反		0	1(1)	0	1(1)	2(2)
監督責任		0	0	1(1)	4(4)	5(5)
合計		15(9)	14(4)	21(6)	11(7)	61(26)

令和７年３月31日現在　大阪府教育庁調べ　［単位：名］

※（　）内は内数で小・中・義務教育学校の件数。ただし、大阪市、堺市及び豊能地区教職員を除く

2. 最近の懲戒処分等の事例（R7.6～R7.11 一部抜粋）

飲酒運転

〔事例〕自転車による酒気帯び運転等

■概要

教頭Ａらは、それぞれの自宅までの最寄り駅が同じであったこと等から、仕事終わりに最寄り駅近くの居酒屋で飲み会を開き、教頭Ａが合計10杯程度、教諭Ｂが合計４杯程度の飲酒をして、23時頃に店を出た。さらに23時30分頃、教頭Ａらは二軒目の居酒屋に入店し、それぞれ２杯程度の飲酒をした。

教頭Ａは、上記のとおり飲酒したにもかかわらず、教諭Ｂが駅の駐輪場から自転車を出した際に、教諭Ｂを自宅まで送り届けようと考え、断りなく自転車に跨り、教諭Ｂに自転車の荷台部分に座るよう促した。そして教諭Ｂも、教頭Ａが飲酒運転となることを知りながら自転車に同乗し、二人乗りで走り出した。

その後、同日１時20分頃、教頭Ａが自転車を転倒させたところを警察官に現認され、職務質問と呼気検査を受けた結果、二人から基準値を超えるアルコール濃度が検出されたため、警察署に任意同行されるに至った。

■発覚の経緯

教頭Ａらが校長に対して事案の報告をしたことで、本件が発覚した。

■動機

教頭Ａ「遅くなってしまったので、早く送り届けたいと思った」「自らの飲酒に対しての認識の甘さや、自らの考えを優先してしまった」

教諭Ｂ「上司の誘いを無理に断ると職場で働きづらくなると思った」「法令遵守よりも自身の保身を優先してしまった」

■処分内容

府立支援学校・教頭Ａ（40歳代）「停職６月」

府立支援学校・教諭Ｂ（30歳代）「停職３月」

通勤手当等の不正受給

〔事例〕通勤手当の不正受給

■概要

教諭は、電車とバスを利用する経路で通勤認定を受け、その通勤手当を受給していた。

しかし、教諭は、定期券を購入せず、約7か月間、自家用車による認定外の通勤を行い、通勤手当約12万円を不正に受給した。

■発覚の経緯

学校が通勤手当の事後確認を実施したところ、教諭が年度当初から定期券を購入せず自家用車により通勤していたことを認めたことから、本事案が発覚した。

■動機

「家族の介助があり、自動車通勤したいと相談すべきところ、先延ばしにしてしまった」

■処分内容

府立高等学校・教諭（50歳代）「減給1月（10分の1）」

体罰等

〔事例1〕生徒に対する体罰

■概要

教諭は、本校の支援学級に在籍する被害生徒が、時間内に給食の食器や牛乳パックの返却が間に合わなかったため、同僚教員から、被害生徒が配膳室に返却しに行くまでの引率を依頼された。

教諭は、被害生徒を配膳室に引率する途中、たまたま教諭の頭部が被害生徒の顔に当たる等した際に、興奮した被害生徒から「暴力教師」等と言われたと思い込んで逆上し、被害生徒ともみ合いになった末、被害生徒の背中を掌底で叩いた。

さらに教諭は、現場を通りかかった同僚教員に被害生徒から離れるように言われ、仲裁された後も怒りが収まらず、再度、背後から両手で被害生徒の肩を押した。

なお、教諭は、過去に、指導に従わなかった生徒に対して体罰を行ったとして、「減給4月」の懲戒処分を受けているにもかかわらず、本件体罰を行った。

■発覚の経緯

職員室に事案発生の連絡が入り、校長や他の教員らが現場に駆け付け、その後教員らが被害生徒から事情を聞き、本件が発覚した。

■動機

「暴力教師と言われたと思い、腹が立った」「怒りの感情がコントロールできなくなった」

■処分内容

市立中学校・教諭（50歳代）「減給6月（10分の1）」

（管理監督責任等：校長「厳重注意」）

〔事例２〕生徒への傷害

■概要

本校の２年生のクラスで、休み時間中に男子生徒Ａが、他の男子生徒数名と虫の死骸を投げてふざけ合い、周囲の生徒に迷惑をかけるという事案が発生した。２年生の学年主任である教諭が事情を確認したところ、その発端が男子生徒Ａであることが判明したため、男子生徒Ａを指導するべく、別室に呼び出した。

教諭は、男子生徒Ａを席に着かせて、自身は男子生徒Ａと向かいあう位置で、約２ｍ離れて椅子に座り、指導をしていたが、次第に感情的になり、男子生徒Ａとの間にあった机を蹴り倒したところ、机の天板が生徒の足の甲に当たった。

教諭は倒れた机を起こして席に戻ったが、その後も気が収まらず、座っていた椅子を掴んで床に叩きつけようとしたところ、手もとが狂い、机に当たって男子生徒Ａの方へ飛んでいき、椅子の足が男子生徒Ａの右背中と腰に当たった。

■発覚の経緯

生徒の背中と足に痣が出来ていることに気づいた母親が学校に連絡をしたことで、本件が発覚した。

■動機

「生徒に反省を促すためのパフォーマンスのつもりで机を蹴り椅子を投げたが、生徒に当てるつもりはなかった」

■処分内容

市立中学校・教諭（40歳代）「減給３月（10分の１）」

（管理監督責任等：校長「厳重注意」）

児童・生徒、同僚教職員へのハラスメント

〔事例１〕生徒へのセクシュアル・ハラスメント等

■概要

教諭は、女子生徒Ａに対し、小テストやノートに「キティちゃん見つかってよかったね」「天才！メガネ似合うね」など授業とは関係のない内容を記載したほか、タブレット端末にある授業支援アプリのトークルームで「昨日言ってたプリクラやけど見つけました！！」などと個人的な内容のメッセージを送信する不適切な言動を行った。

また、教諭は、女子生徒Ａに対して、下の名前をちゃん付けで２回呼ぶ、女子生徒Ａの髪に触れ「綺麗になっているな」と言ったほか、「髪の長さいいな」と言いながら、髪をヘアクリップで留めた。

さらに、教諭は、女子生徒Ａが友人の背中で手を温めていた際、「上からも」と言いながら、女子生徒Ａの両手の上に自身の両手を被せたほか、女子生徒Ａと髪の長さの話題になった際、「これぐらいの長さか」と言いながら女子生徒Ａの腰に手が触れた。

加えて、教諭は、女子生徒Ａがクシで前髪をとこうとしていた際、そのクシを取り、女子生徒Ａの前髪をクシでとくなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行った。

■発覚の経緯

女子生徒Ａが他の教員に被害を訴えたことにより、本件が発覚した。

■動機

「親しみを込めたつもりだった」「髪の毛に触れる行為はセクハラではないと思っていた」「コミュニケーションの一つだった」

■処分内容

府立高等学校・教諭（20歳代）「減給３月（10分の１）」

（管理監督責任等：校長「厳重注意」）

〔事例２〕同僚教員へのセクシュアル・ハラスメント等

■概要

教諭は、クラスを一緒に担任する女性教員３名に対し、性体験の人数や相手のことを執拗に質問したほか、「どれくらいお金を積まれたら性的な関係を持つか」、「○○先生（３名のうち１名）が可愛い、○○先生と性行為ができる旦那が羨ましい」などと発言した。

また、自身の性体験について、他校の女性教員の名前を出し、「身体の相性が良かった、今も忘れられへん」と発言するなど、セクシュアル・ハラスメント行為を繰り返した。

教諭は、クラスの女子生徒がホワイトボードに解答を書くことを補助した際、自身の腕が当該女子生徒の胸に当たりそうになり、「だんだんこいつも胸が大きくなってきたから、当たらんようにせなあかんねん」と発言した。

また、絵を描く授業で気分が乗らない男子生徒が投げ捨てた色鉛筆を拾って渡そうとした際、当該男子生徒が腕を噛もうとしてきたため、首を強く掴み、机に圧しつけた。その結果、当該男子生徒の首に痣ができた。

■発覚の経緯

当該女性教員らが部主事に対し、教諭による生徒への不適切な指導に関する報告をしたことにより、本件が発覚した。

その後、当該女性教員らに聞き取りを行う中で、セクシュアル・ハラスメントが発覚した。

■動機

「同意の上で盛り上がって話をしているつもりだった」「コミュニケーションのつもりだった」「生徒の身体に当たらないように気を付けようと思い発言した」「自分の身を守るためにとった行動だったが、少し感情的になっていた」

■処分内容

府立支援学校・教諭（40歳代）「減給６月（10分の１）」

〔事例３〕生徒へのセクシュアル・ハラスメント

■概要

教諭は、① 陸上競技部の部活動でやり投げの練習をしていた女子部員に対し、腕や肩甲骨を触る行為をした。② 負傷した女子部員の足を、自分の膝から腿あたりに乗せた状態でテーピングを行った。③ 体育の授業で水難救助訓練を行っていた際、複数の女子生徒に対し、背後から両手首を掴んでプールサイドに持ち上げる行為をした。④ 体育祭のダンス衣装のスカートの長さについて質問に来た女子生徒に対し、自分がはいていたハーフパンツを下にずらして丈の長さを説明した。

■発覚の経緯

教諭は、陸上競技部の顧問を務めていたが、その活動のなかで、女子部員より、同意なく身体を触られたなどの訴えがあり、同部の先輩顧問が教諭を指導した経緯があった。

そのような状況の中、学校が実施した校内アンケートにおいて、複数の女子生徒が教諭によるセクハラ行為について記載し、その後の生徒への聞き取りにより、本件が発覚した。

■動機

「指導の一環として行っていた」「嫌な思いをしている生徒がいるとは思わなかった」

■処分内容

府立高等学校・教諭（30歳代）「減給１月（10分の１）」

（管理監督責任等：校長「厳重注意」）

卒業生へのわいせつ行為

〔事例〕

■概要

教諭は、以前勤務していた中学校において、同校の女子生徒とＬＩＮＥで私的なやり取りをするようになり、当該女子生徒が卒業後、18歳未満と知りながら、みだらな行為を行った。

また、教諭は、別の女子卒業生に対しても、18歳未満と知りながら、みだらな行為を行った。

■発覚の経緯

現在の勤務校に教諭の卒業生へのわいせつ行為に関する通報があり、教諭に確認したところ、事実と認めたことから、本件が発覚した。

■動機

「卒業生であれば問題ないと思った」「相手は未成年だったが、同意があったので問題ないと思っていた」

■処分内容

市立中学校・教諭（30歳代）「免職」

不同意性交等

〔事例〕

■概要

教諭は、ＳＮＳで知り合った女子中学生に対し、16歳未満と知りながら、ホテルでみだらな行為を行った。

また、３日間、実父の介護を行うとして虚偽の短期介護休暇を申請し不正に取得した。

■発覚の経緯

教諭は当該女子中学生から「親にバレた」とＬＩＮＥで連絡を受け、以降はやり取りがなかったが、その後、不同意性交等の容疑で警察に逮捕された。

■動機

「相手が中学生とわかっていたが、好意を持ってしまい気持ちを抑えられなかった」「年休を節約したかった」

■処分内容

府立支援学校・教諭（30歳代）「免職」

盗撮・児童ポルノ所持

〔事例１〕盗撮

■概要

講師は、通勤途中のバス車内において、乗車口正面の座席に座り、女子高校生が停留所から車内に乗り込んできた際、スマートフォンを左手に持ち、下からスカートの中を、動画機能を用いて盗撮した。

また講師は、バス車内で上記女子高校生に対する盗撮行為を繰り返し、市内にある商業施設のゲームセンター等で、盗撮行為を繰り返した。

■発覚の経緯

現場に居合わせた警察官に取り押さえられ、現行犯逮捕された。その後の警察署での取り調べや府教育委員会の聞き取りの中で、盗撮行為を繰り返していたことを認めた。

■動機

「痴漢系のアダルト動画を見て盗撮に興味が湧いた」

■処分内容

市立小学校・講師（20歳代）「免職」

〔事例２〕児童ポルノ所持等

■概要

教諭は、大学時代から男子児童の裸に性的な興味を持ち始め、ＳＮＳを用いて児童ポルノの収集を行っていたところ、本件が発覚するまでの間、自身のスマートフォン内にこれまで収集した児童ポルノの画像・動画データを所持し続け、少なくとも 100 本以上の児童ポルノを保存した。

加えて、教諭は、前任校で自身が担任していたクラスの教室内において、水泳授業のために着替えを行っている男子児童に対し、自身のスマートフォンの動画機能を用いて、男子児童の裸を合計３回盗撮し、合計３本の動画データをスマートフォン内に保存した。

■発覚の経緯

警察より校長あて電話連絡が入り、教諭を児童ポルノの所持の疑いで事情聴取をしている旨伝えられたことから、本件が発覚した。

その後、教諭は児童買春・ポルノ禁止法違反（製造）により逮捕された。

■動機

「男子児童の裸に性的な興味があった」「性的欲求を満たすためだった」

■処分内容

市立小学校・教諭（20 歳代）「免職」

（管理監督責任等：校長［前任校］「訓告」）

窃盗

〔事例〕

■概要

教諭は、他県で開催されていたイベントに自校の生徒を引率した際、イベント会場に展示されていた、地元の高校生が制作した美術作品（シャツ）を無断で展示用ハンガーから外して鞄に入れ、そのまま自宅に持ち帰った。

■発覚の経緯

警察から学校あてに連絡があり、当該イベント会場の展示品が盗難に遭い、防犯カメラの映像から、教諭の関与が浮上した旨伝えられ、校長が教諭に聞き取りを行ったところ、本件が発覚した。

■動機

「素晴らしい技術の作品だったので、本校の生徒に見せたかった」「許可を得ないといけないことはわかっていたが、一時的に借りて、後で返せば問題ないと思っていた」

■処分内容

府立高等学校・教諭（50 歳代）「停職 6 月」

違法薬物の所持・使用

〔事例１〕覚醒剤使用

■概要

教諭は、テレグラムやシグナルといったメッセージアプリを使用して覚醒剤の売人とやり取りをし、覚醒剤を注文して、自宅へ郵送させた。

そして、自宅において、水溶液にした覚醒剤を自己の身体に注射し、使用した。

当該教諭は警察官から家宅捜索を受けた後に覚醒剤取締法違反により逮捕された。

■発覚の経緯

教諭の母親から学校に対して、当該教諭が逮捕された旨の連絡があったことで、本件が発覚した。

■動機

「仕事のつらさを忘れて、早く気持ちを楽にしたかった」「薬物を使用して、少しでも楽になろうとしている自分がいた」

■処分内容

市立小学校・教諭（40 歳代）「免職」

〔事例２〕大麻の所持及び使用

■概要

教諭は、半年に１回程度の頻度で、テレグラムを利用して大麻クッキーを購入し、月に１回程度のペースで食べたほか、それらを自宅で保管した。

また、事前にテレグラムを利用して注文した大麻片を、指定された場所で受け取り、自宅で保管した。

■発覚の経緯

出勤途中に麻薬捜査官から声を掛けられ、持ち物検査及び自宅の家宅捜索を受けたところ、大麻クッキーと大麻片が見つかったことから、麻薬及び向精神薬取締法違反の容疑で逮捕され、当該教諭の父親から学校に連絡があったことにより、本件が発覚した。

■動機

「ストレスを感じたときや、趣味の音楽イベントに参加した際に、嫌なことを忘れて集中できたため、使用していた」

■処分内容

府立高等学校・教諭（40 歳代）「免職」

その他の服務規律違反

〔事例１〕喫煙による職務専念義務違反

■概要

校長は、前任校で勤務していた約５年間にわたり、勤務時間中に通勤で使用している自家用車で職場を抜け出し、近隣の商業施設の駐車場に向かい、駐車した車内などにおいて、合計 839 回、約 138 時間喫煙した。

■発覚の経緯

府教育庁に匿名で、当該校長が喫煙している旨の情報が寄せられたことで、本件が発覚した。

■動機

「校長職についてからは、自身でスケジュール管理や業務内容の調整ができるようになったことから、勤務時間中の喫煙に至ってしまった」

■処分内容

市立中学校・校長（50 歳代）「減給１月（10 分の１）」

〔事例２〕不法投棄等

■概要

教諭は現任校に異動したが、その際、前任校で渡されていた通用門の合鍵を、返却することを失念したまま持っていた。

教諭は、自宅の引っ越し作業中に不要となった私物等の処分に困っていたところ、前任校の合鍵を持っていたことを思い出し、自家用車に私物等を積んで前任校に向かい、２度にわたって、持っていた合鍵で通用門を開けるなどして校内に侵入し、ごみ集積場に私物等を投棄した。

■発覚の経緯

前任校の教頭らが、ごみ集積場に見慣れない粗大ごみがあることを不審に思い、防犯カメラを確認したところ、教諭が映っていたことから本件が発覚した。

■動機

「前任校は長年勤めていた学校でもあり、公私混同により甘い考えに至り、本件行為を行ってしまった」

■処分内容

府立高等学校・教諭（30 歳代）「減給１月（10 分の１）」

性犯罪・性暴力の根絶に向けて①

児童・生徒への性犯罪・性暴力は様々な法律・条例等で禁止されています

		禁止される行為	罰則等
教員	教育職員等による児童生徒等性暴力等の防止に関する法律	○教育職員から児童生徒への性暴力等 （児童生徒の同意の有無は問わない。） 【例】性交等、わいせつ、痴漢、盗撮、買春、ポルノ所持、セクハラ、性的な言動	（懲戒免職を受けた場合） 教員免許の再取得が制限される
	大阪府懲戒に関する条例 大阪府教育長通達	○児童生徒へのわいせつな行為 ○児童生徒への性的な言動（セクハラ） ○児童生徒とのSNS等による私的なやりとり	懲戒処分
刑事責任	刑法	○不同意性交等罪・不同意わいせつ罪 →16歳未満への性交等、わいせつ行為（理由問わず） 16歳以上への性交等、わいせつ行為（8つの要因の場合） ○16歳未満の者に対する面会要求等罪 →・だます、誘う、お金を渡す約束で面会を要求する等 ・性的な画像を送るように要求する等 ・いわゆる「性的グルーミング」と言われる行為 ○性的姿態等撮影罪 →ひそかに、性的な部位や下着等を撮影する、盗撮	（性交等罪） 5年以上の有期拘禁刑 （わいせつ罪） 6月以上10年以下の拘禁刑 （面会要求等罪） 1年以上の拘禁刑又は50万円以下の罰金 （撮影罪） 1年以上の拘禁刑又は50万円以下の罰金
	児童福祉法	18歳未満の者に淫行をさせる行為	10年以下の懲役、300万円以下の罰金又は併科
	大阪府青少年健全育成条例	18歳未満の者へ不当な手段を用いるなどした性行為やわいせつ行為	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	大阪府迷惑防止条例	○人を著しく羞恥させるなどして、人の身体や下着を見る、撮影する行為 ○人を著しく羞恥させるなどして、公共の場所や乗物で人の身体を、衣服の上から、又は直接に触る行為	（盗撮） 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 （痴漢） 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	児童買春・児童ポルノ禁止法	○18歳未満の者に対償を供与し又は供与することを約束して性交等を行う行為 ○18歳未満の者の性的姿態等の画像を所持、提供する行為	（買春） 5年以下の懲役又は300万円以下の罰金 （ポルノ所持） 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

性犯罪・性暴力の根絶に向けて②

令和５年６月 刑法が改正されました(令和５年６月23日公布、７月13日施行)

■不同意性交等罪・不同意わいせつ罪

(1)名称が「強制性交罪・強制わいせつ罪」から「不同意性交等罪・不同意わいせつ罪」に変更されました。

(2)罪が適用される要件が明確化されました。
「(相手に) 同意しない意思を形成・表明、全うすることのいずれかが困難な状態にさせること」を罪の要件とし、その要因となる以下の８つの行為・事由も併せて示されました。

①暴行・脅迫を用いること、それらを受けたこと
②心身の障害を生じさせること、それがあること
③アルコール若しくは薬物を摂取させること、それらの影響のあること
④睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること、その状態にあること
⑤同意しない意思を形成し、表明し、全うするいとまがないこと
⑥予想と異なる事態に直面させて恐怖、驚愕させること、していること
⑦虐待に起因する心理的反応を生じさせること、それがあること
⑧経済的又は社会的関係上の地位（※）に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること、それを憂慮していること。(※教師と児童生徒との関係も含まれます)

(3)性交同意年齢が13歳から「16歳以上」に引き上げられました
⇒(つまり)「16 歳未満の者」に性交等をした場合は、同意の有無に関わらず、不同意性交等罪・不同意わいせつ罪に問われます。

(4)性犯罪についての時効期間が延長されました。
⇒（つまり）罪を犯した場合、その時効の期間中は、その罪に問われる可能性があります。
（例）不同意性交等罪の時効　１５年　（これまでは10年）
※さらに被害者が18歳未満の場合、18歳に達するまでの期間を更に延長となります。
（被害者が16歳の場合　15年＋2年＝17年が時効期間）

■16歳未満の者に対する面会要求等罪　※新設

※以下の行為が処罰の対象になります。(いわゆる「性的グルーミング罪」と言われることがあります)

①わいせつ目的で威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること
②拒まれたにも関わらず、反復して面会を要求すること
③金銭その他の利益を供与し、又は申込、約束をして面会を要求すること
④①から③の結果、わいせつ目的で面会すること
⑤性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態などをとってその映像を送信することを要求

■性的姿態等撮影罪　※新設

※盗撮行為（正当な理由がないのに、ひそかに性的姿態等を撮影した行為）の罪として新設。
※性的姿態等の画像を提供、陳列、保管、送信等をした場合も処罰の対象となります。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて③

以下に例示する行為があった場合、懲戒処分の対象となるほか刑事責任を問われる場合があります

(例１)　生徒へのわいせつな行為

高校で勤務する男性教諭は、自身が担任する女子生徒Ａ（17歳）にお願いされ、LINEを交換してやり取りを 行うようになった。当初は、教科の質問の受け答えを行う程度であったが、次第に、私的なやりとりも行うようになった。教諭は、LINEのやり取りを繰り返すうち、ある時期から、生徒Ａに好意を抱くようになり、放課後に生徒Ａを教室に呼んで２人だけで会って話をするなど行なっていた。その後、教諭は、休日に生徒Ａと外出する話を持ち掛けたところ、生徒Ａは「気が進まなかったが、普段お世話になっている先生でもあり、断ると、その後の学校生活が過ごしにくくなる」と考え、やむを得ず外出することに承諾した。教諭の車で２人でドライブ中、教諭は生徒Ａの手や肩、太ももに手を置くなど行った。生徒Ａは気まずく思っていたが、強く断ることができなかった。生徒Ａが嫌がる様子がないと感じた教諭は、その後、生徒Ａを連れてホテルに入り、生徒Ａに同意しない意思を形成することが困難な状態で性行為に及んだ。

⇒「生徒へのわいせつな行為」として懲戒処分の対象となるほか、不同意性交等罪として刑事責任に問われる可能性があります。

(例２)　生徒へのグルーミング①

高校で勤務する女性教諭は、SNSを行う中で、15歳の男子生徒Ａのアカウントを見つけ興味を持ち、生徒Ａとわいせつな目的でつながりを持ちたいと考えて、生徒Ａにダイレクトメッセージを送信した。当初、教諭は、生徒Ａが受験生であることに目をつけ、生徒Ａの勉強を励ましたり、アドバイスをするなど、あたかも生徒Ａの相談相手になるかのようなメッセージを送り続けた。繰り返すうちに、生徒Ａは教諭を、「良い人だ」「寄り添える人だ」と感じるようになった。その後、教諭は、当初考えていたわいせつ目的のため、生徒Ａに「勉強の気分転換のため、自分の家に来ない？」と誘い、生徒Ａも受け入れて、後日に会う約束を行った。

⇒懲戒処分の対象となるほか、16歳未満者への面会要求等罪（偽計、誘惑）として刑事責任に問われる可能性があります。

(例３)　生徒へのグルーミング②

高校で勤務する男性教諭は、SNSを行う中で、15歳の女子生徒Ａのアカウントを見つけ興味を持ち、生徒Ａとわいせつな目的でつながりを持ちたいと考えて、生徒Ａにダイレクトメッセージを送信した。教諭は、メッセージを繰り返す中で、生徒Ａに対し「家で、自分で自分の性的な部位に触れている様子を見たい」と伝え、生徒Ａにその様子を撮影した動画を教諭に送るよう求めた。

⇒懲戒処分の対象となるほか、16歳未満者への面会要求等罪として、また、児童ポルノ所持として刑事責任に問われる可能性があります。

(例４)　生徒への性的な言動（セクハラ）

高校で勤務する男性教諭は、自身が顧問をしている部活動で、普段から、複数の女子部員に対し指導を行っていた。教諭は、口頭や身振りで模範を示すことで指導できることは理解していたが、部員とのコミュニケーションの一環だと考えて、女子部員の手に触れる、肩や腰を触るなどの身体に触れる指導を続けていた。女子部員らは、身体に触れられることに嫌悪感を感じていたが、少しでも上達したいと我慢して、教諭の指導を受けていたが、次第につらくなり、部活動だけでなく、学校も欠席するようになった。

⇒「生徒への性的な言動（セクハラ）」として懲戒処分の対象となるほか、人格を否定する言動等をした場合には「侮辱罪」「名誉棄損罪」に問われることがあります。

(例５)　盗撮

高校で勤務する男性教諭は、自身が顧問をしている部活動で、普段から、複数の女子部員に対し指導を行っていた。教諭は、自身の性的好奇心を満たす目的で女子部員らの着替える様子を撮影して保持したいと思い立ち、誰もいない休日に学校に入り、部活動の更衣室に小型カメラを設置した。練習で女子部員が更衣室を空けている間に、教諭は設置した小型カメラを作動させて録画をはじめ、練習終了後に着替えを行う女子部員の様子を録画した。

⇒懲戒処分の対象となるほか、性的姿態等撮影罪として、また、迷惑防止条例違反（盗撮）として刑事責任に問われる可能性があります。

（※上記の例示はフィクションです）

プリントアウトして、携帯してください。

～ 教え子や家族を悲しませないために ～

不祥事「０（ゼロ）」に向けて

～あなたの その行動が
大阪の教育の信用を傷つけます～

みなさんの中で、次のような考えや行動に思い当たることはありませんか・・・

① これくらいなら問題にならない
② 自分は、そんなつもりでやっているのではない
③ 自分は、そんな馬鹿なことはしない
④ 過度な指導で児童・生徒の人権を侵害、または身体を傷つけてしまう
⑤ 指導に熱中するあまり、感情がコントロールできず、教師と児童・生徒の関係であることを忘れる
⑥ 教員と児童・生徒間の絶対的な力関係への認識がなく、自分の考えを押し付けたり、自己の欲望を満たそうとしてしまう

いつでも、どこでも、だれにでも、不祥事は起こりえる可能性があります

令和７年12月
大阪府教育庁

懲戒処分の標準量定（一部）

不祥事類型	標準量定
正当な理由のない欠勤	
10日以内	戒告・減給
11～20日以内	減給・停職
21日以上	停職・免職
児童・生徒へのわいせつな行為	免職
児童・生徒への性的な言動	戒告・減給・停職
（うち、常習）	（免職）
児童・生徒への体罰	戒告・減給・停職
児童・生徒の人権を侵害する発言	戒告・減給・停職
通勤手当の不正受給	減給・停職
痴漢・盗撮	停職・免職
（うち、常習）	（免職）
酒酔い運転	免職
酒気帯び運転	停職・免職
過剰な叱責等により、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与える	戒告・減給・停職

※出典：職員の懲戒に関する条例

不祥事を起こすと・・・

児童・生徒への影響はもちろんのことあなたの家族を含めた人生に取り返しのつかない結果を招きます！

児童・生徒、保護者への影響

◇ 教員名や学校名が報道され、ショックを受けた。
◇ 学校への誹謗中傷がSNS等で拡散され、登校や勉強への意欲を失った。

教職員への影響

◇ 不祥事を起こした教職員が出勤できなくなり、校務分掌や授業等、他の教職員の負担が増した。
◇ 児童・生徒、保護者、地域の学校不信から、学校の教育活動への理解や協力が得られなくなった。

私生活への影響

◇ 懲戒免職で名前が公表され、インターネットでも名前が掲載され続けた。
◇ 教壇に立てなくなり、職を失い、退職金も支給されなかった。
◇ 家族の信頼を失い、一緒に生活できなくなった。
◇ 家族が誹謗中傷にさらされて傷ついた。

懲戒処分とその影響

重	
免職	・公務員としての身分を失う
	・退職手当は原則支給なし
	・教員免許状の失効
停職	・停職期間中の給与は支給なし
	・次回の勤勉手当の支給なし、又は減率支給
	・次期昇給なし
	・退職手当は在職期間から停職期間の1/2を除算
減給	・減給期間中の給与の一定割合を減額
	・次回の勤勉手当を一定減率
	・次期昇給なし、又は昇給を抑制
戒告	・次回の勤勉手当を一定減率
	・次期昇給なし、又は昇給を抑制

※不祥事の内容によっては、懲戒処分に加えて刑事罰が科されることがあります。

＜参考＞法的責任［刑事罰］

◇**児童ポルノ所持**：懲役（１年以下）又は罰金（100万円以下）
◇**痴漢**：懲役（６月以下）又は罰金（50万円以下）
◇**盗撮**：懲役（１年以下）又は罰金（100万円以下）
◇**窃盗**：懲役（10年以下）又は罰金（50万円以下）
・**禁錮以上の刑**に処せられたら ⇒ **失職**

島教教第３２０９号
令和７年１２月　日

各　学　校　長　様

島本町教育委員会事務局
教育こども部教育推進課長

冬季休業期間中における児童生徒の指導について（通知）

標記について、冬季休業期間中は、様々な問題行動や事故が起きやすいことから、その未然防止を図るため、児童生徒に対し有意義で規則正しい健全な生活を送るよう指導することが必要です。各校の実情及び実態に応じた指導計画を立案いただくとともに、「令和７年度島本町教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項」及び下記通知文等にも留意し、児童生徒へのきめ細かな指導が行われるよう配慮願います。

記

「令和７年度 冬季休業期間中における児童生徒の指導について」
（島本町教育委員会作成）

「冬季休業期間中における児童生徒の指導について（通知）」（大阪府）
（令和７年１２月５日付け教小中第２９６２号）

以上

教小中第 2962 号
令和７年 12 月５日

各市町村教育委員会
学校教育指導主管課長　様

大阪府教育庁
市町村教育室小中学校課長

冬季休業期間中における児童生徒の指導について（通知）

標記については、貴教育委員会において、地域の実情に応じた指導計画を立案中のことと存じます。

冬季休業期間中は、年末年始の行事等があり、様々な問題行動や事故が起きやすいことからその未然防止を図るため、児童生徒に対し有意義で規則正しい健全な生活を送るよう指導することが必要です。

このことをふまえ、同期間中における児童生徒に対する指導にあたっての要点を下記のとおり、まとめました。各校への指導にあたり、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」を参考にしていただくとともに、必要に応じて府緊急支援チームの活用等も併せて万全を期するようお願いいたします。

記

1　非行及び犯罪被害等の防止について

児童生徒の基本的生活習慣の確立及び日常生活全般での様々な危険に適切に対応できるよう、学校、家庭、地域の連携を強化するとともに、共通理解を深め、指導の充実を図ること。また、保護者に対して、大阪府青少年健全育成条例に則り、非行や犯罪被害、さらには深夜徘徊、喫煙等の不良行為から児童生徒を保護及び教育するよう努めなければならないことを周知すること。加えて、府内において、検挙・補導される小中学生が増加していることに鑑み、必要に応じて警察と連携しながら対応に当たることができるよう、各校において、所轄の警察署との連絡体制を構築しておくこと。その際、「相談から始まる！学校と警察との連携」（令和７年１月）等を活用しながら、警察との連携に対する教職員の意識の向上を図ること。

電子端末や携帯電話、スマートフォン等によるインターネット等の利用に起因した事件の被害・加害、誹謗中傷の書き込み、ネット依存に対しては、インターネット利用の危険性を認識させるとともに、家庭内でのルールづくりや、フィルタリング、時間管理・課金制限に係るペアレンタルコントロール機能の利用等について、保護者へ届くよう確実な啓発を図ること。

その際、「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」（平成 31 年３月）、「SNS を通じた被害等の防止に向けたメッセージ『SNS の危険性について知ろう』」（令和元年 11 月）、「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム－追加資料－」（令和７年 12 月予定）等を参考にすること。

また、薬物乱用の防止に向けて、特に若年者を中心とした大麻の乱用は、SNS 等での誤った情報の影響や知人からの誘いに応じる等の状況があることをふまえ、SNS の利用の仕方に加え、薬物乱用に関する正しい知識について指導するほか、薬物乱用と関連性が高い喫煙及び飲酒防止の指導等を徹底するとともに、保護者にも周知を行うこと。

2　いじめへの対応について

休業期間中には、SNS 等インターネットを介したいじめや部活動に関わるいじめ等が生起する可能性があり、初期対応が遅れ深刻化する危険性も考えられることから、児童生徒が発する悩み等のサイン等を見逃さないよう、長期休業開始前や休業明けのアンケート調査、保護者との連携、各種相談窓口の周知等により、いじめの早期発見、早期対応に努めること。また、解消に向けて取組み中の事案については、改めて全教職員で共通理解を図り、

丁寧に対応するとともに、児童生徒の不安が生じないように休業期間中に家庭訪問や教育相談を実施するなど、保護者との連携を密にし、適切な支援に努めること。

また、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月）をふまえ、各校において策定された「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、教職員一人ひとりのいじめに対する姿勢や現在の学校の取組みを確認し、迅速かつ適切に組織的な対応ができる体制であるか見直しを行うこと。その際、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（平成26年2月）、「いじめ対応セルフチェックシート」（令和元年6月）等も参考にすること。

加えて、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（令和5年2月）を基に、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、重大な被害が生じるおそれのあるいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めること。

なお、いじめ重大事態の対応に当たっては、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときはもとより、児童生徒や保護者から同様の申立てがあった際は、丁寧に事実関係の確認に努めるとともに、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月）や「「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月）等に則って対応すること。また、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」（令和6年8月）等を活用し、休業期間中にいじめ重大事態に対する平時からの備えについても見直すこと。

3　体罰等の防止について

体罰やセクシュアル・ハラスメントは児童生徒の人権を侵害し、心に深い傷を残すだけでなく、学校に対する信頼を著しく失墜させることから、「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の徹底について」（令和7年7月）でも通知した通り、いかなる場合においても許されないことをすべての教職員に徹底すること。また、「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）及び「不祥事予防に向けて（改訂版）」（令和2年3月）を活用し、適切な部活動のあり方を含めた体罰の未然防止に向け、教職員の意識改革に努めること。

4　長期欠席・不登校、児童虐待、安全確認等への取組みについて

理由を特定しにくい長期欠席者が大幅に増加していることや、不登校として判断した児童生徒についても、一旦不登校になると長期化することを鑑み、冬季休業期間中に、全児童生徒のこれまでの欠席・遅刻・早退状況を点検し、欠席がめだち始めた等、気になる児童生徒については、SC、SSW 等の専門家も交えて欠席の要因を分析すること。また、欠席の続く児童生徒については、ヤングケアラーの可能性及び児童虐待も視野に入れ、保護者への連絡、定期的な家庭訪問、児童生徒への直接面会等を適切に行うこと。支援に当たっては、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月）、「子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取組み～」（令和2年4月）及び「COCOLO プラン」（令和5年3月）等を参考とし、児童生徒や家庭の支援ニーズをふまえたうえで、多様な支援や対応が可能となるよう、SC、SSW 等の専門家や教育支援センター及び関係機関も含めて検討を行い、組織的・計画的な支援を行うこと。また、「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について」（令和6年8月）に示す要件等をふまえ、改めて不登校児童生徒の学習成果の適切な評価の在り方について検討を進めること。

加えて、休業期間を利用し、未然防止や早期発見対応の観点から、教職員に対し、子どものSOS を受け止める力の向上に資する研修等の実施及び、3学期に向けて児童生徒への「SOS の出し方に関する教育」の計画を検討すること。

児童虐待防止については、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（令和元年7月）の趣旨をふまえた対策を講じるとともに、児童虐待が判明した場合（疑いのあるものを含む）は、「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」（令和元年12月）及び「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月）に基づき、速やかに子ども家庭センター又は市町村虐待担当課に通告すること。その際、要保護児童等の情報元や通告元に関する情報については取扱いに十分留意すること。また、要保護児童対策地域協議会において継続支援中の児童生徒についても、SC、SSW 等の専門家や関係機関との連携を密にし、きめ細かな支援を行うこと。加えて、ヤングケアラーについては、家庭内の役割に対する児童生徒本人の認識等によっては、発見や支援が難しくなることから、「ヤングケアラーの支援に向けて」（令和5年10月）を参考に、研修等の機会を通じて教職員の意識を揃えておくこと。

不登校や児童虐待のリスクが考えられる児童生徒、また学校内外の集団との関わりの中で、生命又は身体に被害が生じるおそれがある児童生徒等の安全確認が困難になることも予想されるが、全教職員で共通理解を図り、必要に応じて警察、子ども家庭センター等の関係機関とも連携して安全が確保されるよう徹底すること。

5　安全管理・指導について

休業期間中の登下校の時間帯は通常と異なる場合もあるため、児童生徒への安全教育はもとより、危機管理マニュアルや登下校の見まもり体制（登下校のみならず移動中の児童生徒の名札や記名した持ち物等の取扱い等）を点検するとともに、校内の連絡体制及び警察等の関係機関との連絡・連携方法を再確認し、児童生徒の安全確保や犯罪被害の防止に努めること。また、宿泊を要する教育活動の実施に当たっては、宿泊先での安全確保にも努めること。その際、事前に無理が生じない計画を策定するとともに、緊急事態発生時の対処法等についても確認しておくこと。

部活動等の活動においては、常に個々の児童生徒の健康状態を把握し、事故防止のための安全管理・指導に万全を期すること。加えて「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和４年12月）及び「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」（令和５年８月）をふまえた部活動実施に努めること。

6　教育相談体制の充実について

各学校においては、教育相談体制の充実を図るとともに、生徒指導上の課題を抱える児童生徒やその保護者に対して、教育相談の対応等によりきめ細かな支援に努めること。さらに、18歳以下の自殺が全国的に長期休業明けに増加する傾向があることに鑑み、児童生徒が誰にも悩みを伝えられないまま深刻な状況に陥ることもあることから、学校はもとより、市町村の相談窓口や以下の機関でも相談が可能であることを児童生徒や保護者に広く周知すること。

また、１人１台端末を活用した児童生徒の心身の状況の把握、スクールカウンセラーによるオンラインカウンセリング等、ICTを活用した取組みについても積極的に検討し、実施に当たっては、「大阪府教育庁　オンラインカウンセリングについての留意事項」（令和３年９月）を参考にすること。

○『すこやか教育相談２４』

０１２０－０―７８３１０　＊24時間対応の電話相談窓口です。（ＩＰ電話からは、かかりません。）

○　大阪府教育センター『すこやか教育相談』

すこやかホットライン（子どもからの相談）　０６－６６０７－７３６１

Ｅメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

さわやかホットライン（保護者からの相談）　０６－６６０７－７３６２

Ｅメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

しなやかホットライン（教職員からの相談）　０６－６６０７－７３６３

Ｅメール：sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

＊電話相談　午前９時30分～午後５時30分　月～金曜日（祝日・休日・年末年始は除く）

＊Ｅメール相談　24時間受付（回答は後日）

＊ＦＡＸ相談　０６－６６０７－９８２６

○　被害者救済システム『子ども家庭相談室』＊大阪府教育委員会が運用する権利擁護機関による相談窓口です。

（18歳未満のみの対応）０１２０－９２８－７０４［無料電話］

（保護者等）０６－４３９４－８７５４

＊午前10時～午後８時　月・火・木曜日（祝日・休日は除く）

○　児童相談所全国共通ダイヤル

１８９「イチハヤク」　＊児童虐待に関する通告や子育ての悩み等の相談窓口です。

○『ＬＩＮＥ相談』

実　施　日：毎週日・月・火・水・木曜日　12月25日（木）～1月7日（水）を除く

特　設　日：1月9日（金）、10日（土）

相談受付時間：午後７時～午後９時30分

相談対象者：府内の小学校・義務教育学校・中学校・高等学校・支援学校の児童生徒

＊学校に配付される『ＬＩＮＥ相談』カードに掲載されている二次元コードからアクセスができます。
カードがない場合は、各校で掲示されるポスターをご覧ください。

○　大阪府不登校支援センター『まいど』　＊不登校に関する電話相談です。

実施日：午前10時00分～午後４時00分　月～金曜日（祝日・休日・年末年始は除く）

連絡先：０６―６６９４―３３０３

連絡先

担　当　生徒指導グループ　南　智文

電　話　06-6944-3823（内線5483）

ＦＡＸ　06-6944-3826

E-mail　shochu-seito@gbox.pref.osaka.lg.jp

令和７年度　冬季休業期間中における児童生徒の指導について

島本町教育委員会

［留意事項］

１　生活指導について（保護者・地域・関係機関との連携等）

(1)　児童生徒が生活習慣を確立しながら日常生活における様々な危険に適切に対応できるよう、学校、家庭、地域が連携し、共通理解を深めること。また、府内において検挙・補導される小中学生が増加していることに鑑み、保護者に対して、非行、犯罪被害、深夜徘徊、喫煙等の不良行為から児童生徒を保護し、教育するよう努めなければならないことを周知すること。加えて、児童生徒に電子端末や携帯電話やスマートフォン等によるインターネット利用の危険性を認識させるとともに、家庭でのルールづくりやフィルタリング、時間管理・課金制限に係るペアレンタルコントロール機能の利用等について、保護者への啓発を図ること。

また、薬物乱用防止に向けたSNSの利用の仕方や正しい知識について指導を行うとともに、保護者にも周知を行うこと。

(2)　教職員一人一人のいじめに対する姿勢や現在の学校の取組を確認し、いじめを認知した場合には、「学校いじめ防止基本方針」にのっとり、組織的に迅速かつ適切な対応に努めること。また、休業期間中は、ＳＮＳ等インターネットを介したいじめや部活動に関わるいじめ等が生起する可能性が高くなることも考慮し、休業期間前後のアンケート調査や保護者と連携して、早期発見、早期対応に努めること。解消に向けて取組中の事案については、児童生徒の不安が生じないように休業期間中に教育相談を実施するなど、保護者と密に連携し、適切な支援に努めること。加えて、いじめによる重大な被害が生じる恐れがある場合や児童生徒及び保護者から申立てがあった際には、丁寧な事実確認に努めるとともに、必要に応じて警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めること。

(3)　特に配慮を要する不登校児童生徒またはそれに準ずる児童生徒に対し、家庭及び関係機関との連携を図りながら「きめの細かい指導・支援」の充実と個の状況に応じた多様な学びの場や居場所の提供に努めること。また、欠席がめだち始める等、気になる児童生徒については、多様な支援や対応が可能となるよう、ＳＣ、ＳＳＷ等を交えて欠席の要因を分析し、ヤングケアラーの可能性及び児童虐待も視野に入れ、児童生徒や家庭の支援ニーズを含めた現状把握に努めながら組織的・計画的な支援を行うこと。なお、支援する際には、事前に教職員全体でヤングケアラーに関する意識を揃えておくこと。

(4)　児童虐待が判明した場合（疑いのあるものを含む。）は、速やかに子ども家庭センター又は島本町健康福祉部こども家庭課に通告すること。気になる児童生徒については、保護者への連絡、家庭訪問及び児童生徒に直接面会する等、児童虐待も視野に入れて現状把握に努め、関係機関との連携を含めた相談機能と指導体制について充実を図ること。なお、要

保護児童等の情報元や通告元に関する情報については、取扱いに十分留意すること。

(5)　１８歳以下の自殺が全国的に長期休業明けに増加する傾向があることに鑑み、各学校において教育相談体制の充実を図るとともに、児童生徒が誰にも悩みを伝えられないまま深刻な状況に陥ることのないよう、様々ある相談窓口について児童生徒や保護者に広く周知を図ること。また、児童生徒の様々な不安を和らげ、冬季休業期間明けのスタートがスムーズに切れるよう万全を期すこと。

(6)　体罰やセクシュアル・ハラスメントは児童生徒の人権を侵害し、心に深い傷を残すだけでなく、学校に対する信頼を著しく失墜させることから、いかなる場合においても許されないことをすべての教職員に周知徹底すること。

2　安全管理・指導について（学校安全、健康教育等）

(1)　休業期間中の登下校の時間帯は通常と異なる場合もあるため、児童生徒への安全教育はもとより、保護者や地域、関係機関とともに犯罪被害から子どもを守る体制を確立するよう努めること。

(2)　部活動においては、「島本町立中学校部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を踏まえ、事前に無理が生じない計画・活動内容等について十分検討し、個々の児童生徒の健康状態を常に把握しながら、活動内での安全管理、安全指導に万全を期すること。

令和７年度島本町立学校・幼稚園・保育所卒業式・卒園式日程及び
令和８年度島本町立学校・幼稚園・保育所入学式・入園式・入所式日程

学校園所名	卒業・卒園式日程	入学・入園・入所式日程	開式（両式とも）
第一小学校	３月１８日（水）	４月　７　日（火）	１０：００
第二小学校	３月１８日（水）	４月　７　日（火）	１０：００
第三小学校	３月１８日（水）	４月　７　日（火）	１０：００
第四小学校	３月１８日（水）	４月　７　日（火）	１０：００
第一中学校	３月１３日（金）	４月　８　日（水）	１０：００
第二中学校	３月１３日（金）	４月　８　日（水）	１０：００
第一幼稚園	３月１９日（木）	４月　８　日（水）	１０：００
第二保育所	３月２１日（土）	なし	９：３０
第四保育所	３月２１日（土）	なし	９：３０

令和７年度 教育課程編成状況調査 まとめ より

1　年間総授業時数・教育課程の編成の工夫について

➡　各学校で教育課程の編成の見直しを行い、工夫・改善することが大切。

標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成している学校の学級数は、年々減少しており、小学校４年生以上では、令 和７年度において年間 1086 単位時間以上で計画している学級はない。一方で、小学校１～３年生においては、標準授 業時数を大幅に上回る学校が一定数ある状況となっている。

【参考】

学年	標準授業時数	確認の基準時数
1年生	８５０	９２１
2年生	９１０	９８１
3年生	９８０	１０５１
４～６年生	１０１５	１０８６

2　カリキュラム・マネジメントの実施状況の確認について

➡　学校経営方針や各種全体計画等の諸計画のつながりが有機的なものになるような改善に努めること。

3　校種間連携の取組について

➡　校種間での接続時だけでなく日常的に、児童生徒に係る情報や、これまでの教育や保育の内 容についての共有を適切に行う等の校種間連携が必要。

幼児期の遊びを通した学びと小学校の各教科等の学習を円滑に接続させるためには、幼保小連携による「架け橋期」における教育活動の充実が大切。また、小中連携についても、子どもの資質・能力を向上させていくためには、９年間のつながりを意識した系統的なカリキュラムの作成・確認等を行い、さらに内容を充実させることが大切。

4　小学校における教科等の担任制について

➡　教科等担任制の一層の充実を図っていくためには、より丁寧な教員間の連携に努めるとともに、時間割等の調整や変更が円滑に行えるように工夫することが重要。